

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年7月25日（平成29年（行個）諮問第118号）

答申日：平成29年11月21日（平成29年度（行個）答申第135号）

事件名：本人が札幌法務局に特定日に懲戒処分申出書を提出した事案についての処理状況等が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月15日付け札幌第128号により札幌法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、特定司法書士会会長の印影、当会の意見、会員の主張に係る事実、存否に関する意見、理由及び根拠、被調査会員の弁明、3号被調査会員聴取メモ、特定司法書士Aの主張、綱紀調査委員会の意見、会の意見、当局の判断の開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 特定年月日D付け○司第○号で特定司法書士会から印影のある文書が送付されているから。偽造・悪用のおそれがあるので黒塗をお願いしたが、拒否され、会長印を押してきたから。

イ 弁護士法では、懲戒処分しない旨及びその理由を通知しているから。また、特定弁護士会では懲戒処分に至らない場合に、副会長から弁護士に代わって謝罪の電話があり、調査の概要、注意しておく旨の説明などがあったから。

ウ 行政書士法では、行政書士懲戒処分事務取扱要領で懲戒処分を行わない場合その措置結果及び行政書士会の調査の概要を通知しているから。

エ 日本公証人連合会では、事務局が、特定個人の役員に対する弁明「自分の作った公正証書ではないのでよくわからなかった」を申出人

に教えているから。

オ 特定司法書士会綱紀調査委員会から、特定司法書士Aの主張、懲戒処分しない理由及び調査の概要を聞いているから。

(2) 意見書

懲戒処分しない理由、調査の概要、特定司法書士Aの主張など開示する理由は、札幌法務局が懲戒処分しない意思決定したことを明らかにすることが必要であるから。

根拠：日本国憲法31条13条，最高裁判決（31条説），行政手続法1条1項

＜日本国憲法＞行政の適正手続の要請（31条・13条）をしている。

○31条説（最高裁判決） ○13条説 ○31条13条併用説
○手続的法治国説

＜行政手続法＞1条1項（透明性）：行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであること。

＜他法令＞では、懲戒処分しない理由、調査の概要等を申出人に教えている。

弁護士法では、懲戒処分しない旨及びその理由を通知している。また、特定弁護士会では懲戒処分に至らない場合に、副会長から弁護士に代わって謝罪の電話があり、調査の概要、注意しておく旨の説明などを行っている。

行政書士法では、行政書士懲戒処分事務取扱要領で懲戒処分を行わない場合その措置結果及び行政書士会の調査の概要を通知している。

日本公証人連合会では、事務局が、特定個人の役員に対する弁明「自分の作った公正証書ではないのでよくわからなかった」を申出人に教えている。

特定司法書士会綱紀調査委員会から、特定司法書士Aの主張、懲戒処分しない理由及び調査の概要を聞いている。（特定司法書士Aの主張：遺言執行者の貸金庫開扉権限についての相談を受けた記憶はない。神戸地裁判決で開扉権限を肯定していると回答した記憶はない。）

以上により

1－(3) 法14条7号柱書きに該当しない。

札幌法務局、特定司法書士会の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれはない。

(4) 法14条2号本文及び7号柱書きに該当しない。

個人の権利利益を害するおそれはない。

2－(1) 法14条7号柱書きに該当しない。

(2) 法14条2号本文及び7号柱書きに該当しない。

印影

特定年月日D付け○司第○号で特定司法書士会から印影のある文書が送付されている。法務省が、法14条3号イ（開示することにより特定司法書士会の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの）に該当し偽造・悪用のおそれがあると言っているのに、黒塗で送付するようお願いしたが、拒否され、会長印を押してきたから。

理由説明書（下記第3）3 原処分の妥当性

ア 法務省は処分庁を経由して特定司法書士会に確認していないので、特定年月日E○：○札幌法務局を訪問した。特定係長Aは「特定年月日B付け○司第○号（文書2）と特定年月日D付け○司第○号の印影は同一である。」ことを確認した。

イ 懲戒処分しない理由及び調査の概要は、注意勧告しない旨の通知書の補足事項にも記載している。法務省は処分庁を経由して特定司法書士会に確認したと主張しているが嘘である。

ウ 特定司法書士Aの記憶がないという主張について

特定司法書士会綱紀調査委員会「前回の特定司法書士Bも記憶がないと主張している。特定司法書士Aは若い人で、懲戒処分申出があったことで驚いている。今後、同様の懲戒処分申出をしないためには、どうしたらよいか。」

審査請求人「札幌法務局が特定教授の一般論と称して嘘の説明をしたことを謝れば、二度と懲戒処分申出をしない」

法務省は処分庁を経由して特定司法書士会に確認したと主張しているが嘘である。

札幌法務局の見解 根拠がないので、見解が変遷している。

特定係長B：懲戒処分しない旨及びその理由，進捗状況など一切何も教えない→氏名不詳職員：法令に規定がないため申出人への通知を行っていない→氏名不詳職員：照会があれば一般業務サービスとして，調べて伝えることができる→特定係長Bメール：照会がなくても「その結果のみ」通知する。

結論→日本国憲法，行政手続法，弁護士法，行政書士法等から，懲戒処分しない旨及びその理由，司法書士会の調査の概要を教えるのが当然である。

（以下略。）

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求に係る開示請求の対象とされた保有個人情報及び原処分
本件開示請求の対象とされた保有個人情報は，別紙に掲げる文書1から文書3までに記録された保有個人情報であるところ，処分庁は，法18条

1 項の規定に基づき、平成29年5月15日付け札幌第128号通知をもって、部分開示する旨の決定（原処分）を行った。

2 審査請求人が主張する本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人が主張する本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書の記載によると、次の（1）から（5）までの理由から、文書2及び文書3に記録された保有個人情報のうち、特定司法書士会会長の印影、当会の意見、会員の主張に係る事実、存否に関する意見、理由及び根拠、被調査会員の弁明、3号被調査会員聴取メモ、特定司法書士Aの主張、綱紀調査委員会の意見、会の意見並びに当局の判断（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めるものであると考えられる。

- （1）特定年月日D付け○司第○号で特定司法書士会から印影のある文書が送付されているため。偽造・悪用のおそれがあるので黒塗をお願いしたが、拒否され、会長印を押してきたため。
- （2）弁護士法では、懲戒処分しない旨及びその理由を通知しているため。また、特定弁護士会では懲戒処分に至らない場合に、副会長から弁護士に代わって謝罪の電話があり、調査の概要、注意しておく旨の説明などがあったため。
- （3）行政書士法では、行政書士懲戒処分事務取扱要領で懲戒処分を行わない場合その措置結果及び行政書士会の調査の概要を通知しているため。
- （4）日本公証人連合会では、事務局が、特定個人の役員に対する弁明「自分の作った公正証書ではないのでよくわからなかった」を申出人に教えているため。
- （5）特定司法書士会綱紀調査委員会から、特定司法書士Aの主張、懲戒処分しない理由及び調査の概要を聞いているため。

3 原処分の妥当性

審査請求人は、上記2の理由により、本件不開示部分を開示すべきであると主張するので、本件不開示部分を不開示とした原処分の妥当性について、以下検討する。

（1）「特定司法書士会長の印の印影」について

特定司法書士会長の印の印影は、法人の代表者の印影であるところ、当該法人が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しており、これを公にすると、印影が偽造され悪用されるなどして、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当し、不開示相当である。

なお、審査請求人は、特定司法書士会から印影のある文書が送付されているため開示すべきである旨主張するが、審査請求人が保有する当該文書及びそれに押された印影が真正なものであることが証明されてい

い以上、当該不開示部分に押されている印影と審査請求人が保有する文書の印影が同一であるという確証はなく、当該部分について、審査請求人が知り得る情報であるとはいえないことから、不開示とすることが相当である。

- (2) 「当会の意見」、「存否に関する意見」、「理由及び根拠」、「被調査会員の弁明」、「綱紀調査委員会の意見」、「会の意見」及び「当局の判断」について

当該部分は、懲戒処分に係る札幌法務局及び特定司法書士会（同会綱紀調査委員会を含む。）の具体的調査結果及び意見であるところ、これを公にすると、札幌法務局及び特定司法書士会の担当者が懲戒処分についての意見を決定するに当たり、どのような事項を問題視し、検討していたかが明らかになり、将来の同種事案の処理において、あらかじめ懲戒請求対象者が所要の準備をし、適切な調査が害されるなど、今後の法務局の司法書士懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条7号柱書きに該当し、不開示相当である。

なお、審査請求人は、特定司法書士会綱紀調査委員会から、懲戒処分しない理由及び調査の概要を聞いている旨主張するが、処分庁を経由して特定司法書士会に確認したが、そのような事実は認められなかった。

- (3) 「会員の主張に係る事実」、「3号被調査会員聴取メモ」及び「特定司法書士Aの主張」について

当該部分は、被申立人である特定司法書士が特定司法書士会綱紀調査委員会に対して行った、懲戒処分に係る調査の具体的回答内容であるところ、これらは開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。また、これを公にすると、被申立人が、調査の際に率直に事実等を供述することをちゅうちょするようになり、今後の法務局の司法書士懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を来すおそれがある。

さらに、審査請求人は、特定司法書士会綱紀調査委員会から、特定司法書士Aの主張を聞いている旨主張するが、処分庁を経由して特定司法書士会に確認したが、そのような事実は認められなかったので、法14条2号イに該当する事実も認められない。

よって、法14条2号本文及び7号柱書きに該当し、不開示相当である。

4 結論

以上のとおりであるから、原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成29年7月25日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年8月28日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年9月4日 | 審議 |
| ⑤ 同年10月17日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年11月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「審査請求人が札幌法務局に特定日に懲戒処分申出書を提出した事案について、特定司法書士会に対する調査委嘱、特定司法書士会からの調査結果の回答及び懲戒処分しない旨の決定の内容、年月日が分かる資料」に記録された保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、別紙に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定した上で、そのうち文書1に記録された保有個人情報については全部開示し、文書2及び文書3に記録された保有個人情報の一部については法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書2及び文書3に記録された保有個人情報に係る不開示部分のうちの一部（本件不開示部分）について、開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分について

本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分は、文書2に記録された保有個人情報のうち、特定司法書士会が札幌法務局長宛てに発出した文書に押なつされた同会の会長の印影（1枚目及び10枚目）、「当会の意見」欄（1枚目）、「会員の主張に係る事実」欄（3枚目）、「存否に関する意見」欄（5枚目）、「理由及び根拠」欄（同）、「被調査会員の弁明」欄（同）及び「3号被調査会員聴取メモ」（27枚目）の各不開示部分並びに文書3に記録された保有個人情報のうち、「特定司法書士Aの主張」欄（3枚目）、「綱紀調査委員会の意見」欄（同）、「会の意見」欄（同）及び「当局の判断」欄（同）の各不開示部分と認められる。

以下、不開示部分ごとに検討する。

(2) 特定司法書士会長の印影について

ア 諮問庁の説明

特定司法書士会長の印影は、法人の代表者の印影であるところ、当該法人が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しており、これを公にすると、印影が偽造され悪用されるなどして、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当し、不開示相当である。

なお、審査請求人は、特定司法書士会から印影のある文書が送付されているため開示すべきである旨主張するが、審査請求人が保有する当該文書及びそれに押された印影が真正なものであることが証明されていない以上、当該不開示部分に押されている印影と審査請求人が保有する文書の印影が同一であるという確証はなく、当該部分について、審査請求人が知り得る情報であるとはいえないことから、不開示とすることが相当である。

イ 検討

特定司法書士会長の印影については、当該法人が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しているものであり、これを開示すれば、偽造、悪用されるなどして、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、審査請求人は、特定司法書士会の会長の印影のある文書（文書2とは異なる文書）が審査請求人宛て送付されているから標記の不開示部分を開示すべき旨主張するが、当該印影が諮問庁とは別の主体である特定司法書士会の会長のものであり、かつ、審査請求人が保有する当該文書及びそれに押なつされた印影が真正なものであることが証明されていない以上、当該不開示部分に押されている印影と審査請求人が保有する文書の印影が同一であるという確証がない旨の諮問庁の説明は首肯せざるを得ず、当該部分について、審査請求人が知り得る情報であるとはいえないことから、審査請求人の主張は採用できない。

したがって、標記の不開示部分は、法14条3号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

- (3) 「当会の意見」欄、「存否に関する意見」欄、「理由及び根拠」欄、「被調査会員の弁明」欄、「綱紀調査委員会の意見」欄、「会の意見」欄及び「当局の判断」欄の不開示部分について

ア 諮問庁の説明

標記の不開示部分は、懲戒処分に係る札幌法務局及び特定司法書士会（同会綱紀調査委員会を含む。）の具体的調査結果及び意見であるところ、これを公にすると、札幌法務局及び特定司法書士会の担当者が懲戒処分についての意見を決定するに当たり、どのような事

項を問題視し、検討していたかが明らかになり、将来の同種事案の処理において、あらかじめ懲戒請求対象者が所要の準備をし、適切な調査が害されるなど、今後の法務局の司法書士懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条7号柱書きに該当し、不開示相当である。

なお、審査請求人は、特定司法書士会綱紀調査委員会から、懲戒処分しない理由及び調査の概要を聞いている旨主張するが、処分庁を経由して特定司法書士会に確認したが、そのような事実は認められなかった。

イ 検討

標記の不開示部分を見分したところ、いずれの不開示部分にも本件の懲戒処分に係る札幌法務局及び特定司法書士会の具体的な調査結果や意見等が記録されていると認められる。

そうすると、これらを開示すると、札幌法務局及び特定司法書士会の担当者が懲戒処分についての意見を決定するに当たり、どのような事項を問題視し、検討していたかが明らかになる旨の諮問庁の上記アの説明は首肯でき、将来の同種事案の処理において、あらかじめ懲戒請求対象者が対応策を講じることにより適切な調査が阻害されるなど、今後の法務局の司法書士懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、標記の不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 「会員の主張に係る事実」欄、「3号被調査会員聴取メモ」及び「特定司法書士Aの主張」欄の不開示部分について

ア 諮問庁の説明

標記の不開示部分は、被申立人である特定司法書士が特定司法書士会綱紀調査委員会に対して行った、懲戒処分に係る調査の具体的回答内容であるところ、これらは開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。また、これを公にすると、被申立人が、調査の際に率直に事実等を供述することをちゅうちょするようになり、今後の法務局の司法書士懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を来すおそれがある。

さらに、審査請求人は、特定司法書士会綱紀調査委員会から、特定司法書士Aの主張を聞いている旨主張するが、処分庁を経由して特定司法書士会に確認したが、そのような事実は認められなかったもので、法14条2号イに該当する事実も認められない。

よって、法14条2号本文及び7号柱書きに該当し、不開示相当で

ある。

イ 検討

標記の不開示部分を見分したところ、被申立人である特定司法書士が、特定司法書士会綱紀調査委員会に対して行った本件の懲戒処分に係る調査に対する具体的な回答内容が記録されていると認められる。

そうすると、これらを開示すると、被申立人が、当該綱紀調査委員会の調査の際に率直な事実等を供述することをちゅうちょするようになり、今後の法務局の司法書士懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるとする諮問庁の上記アの説明は首肯できる。

したがって、標記の不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙（本件対象保有情報が記録された文書）

- 文書 1 特定年月日 A 付け札幌法務局の特定司法書士会長宛て調査委嘱状
- 文書 2 特定年月日 B 付け○司第○号「司法書士法施行規則 4 2 条 3 項の規定による調査結果の報告」及び添付書類
- 文書 3 特定年月日 C 札幌法務局の懲戒処分しない旨の決定の起案文書